

平成25年8月からの生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の判決について

平成25～27年の3か年にかけて実施された、国の生活保護基準改定に基づく本市の保護変更決定処分の取消しと、国家賠償請求を求め、本市管内の生活保護受給者（控訴人）が、国及び本市を相手方として提起している訴訟につきまして、3月13日、大阪高等裁判所において、控訴人の主張を認め、第一審の判決を取り消し、本市側を敗訴とする判決が言い渡されました。

つきましては、今後、判決文を精査し、国とも協議のうえ、上告等の対応について検討してまいります。

1 訴訟の概要

(1) 当事者

原告 本市管内の生活保護受給者 ※ 控訴審判決時は32名
被告 国及び京都市

(2) 訴えの内容

- ① 平成25年8月、26年4月、27年4月にかけて実施された、国の生活保護基準改定に基づく本市の保護変更決定処分の取消しを求める。
- ② 基準改定が違法であるため国家賠償を求める。

(3) 訴訟提起日

平成26年12月25日ほか

(4) 争点

- ① 基準改定について、生活保護法第3条及び第8条に違反するか。
- ② 基準改定について、国家賠償法上の違法性があるか。

○生活保護法

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

2 京都地方裁判所（第一審）の判決

(1) 判決日

令和3年9月14日

(2) 判決要旨

- ・原告の請求を棄却する。
- ・訴訟費用は原告の負担とする。

(3) 判決理由

- ① 厚生労働大臣の判断に、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは言えない。
- ② 基準改定に違法性はなく、保護変更決定処分は適当であるため、損害賠償請求権は成立しない。

3 大阪高等裁判所（第二審）の判決

(1) 判決日

令和7年3月13日

(2) 判決要旨

- ・ 原判決のうち、京都市に対する請求に係る敗訴部分を取り消す。
- ・ 各控訴人に対して京都市の福祉事務所長が行った各保護変更決定処分をいずれも取り消す。
- ・ 控訴人らのその他の請求をいずれも棄却する。

(3) 判決理由

- ① 厚生労働大臣が行った生活保護引下げの改定は、生活保護法第3条及び第8条第2項の各規定に違反し、第8条第1項による委任の範囲を逸脱する違法なものであるため、本件改定に基づいて京都市の福祉事務所長が行った処分も違法である。
- ② 国に対する国家賠償上の損害はないため棄却する。

4 今後の対応

上告を行う方向で国と協議していく。

5 他都市の状況

本件訴訟と同様の訴訟は全国で提起されており、現時点における訴訟の進捗状況は下表のとおり。

【第一審（地裁）】 ※ 行政側勝訴11件、敗訴19件	
行政側勝訴	行政側敗訴
名古屋、札幌、福岡、金沢、神戸、秋田、佐賀、仙台、大津、沖縄、京都	大阪、熊本、東京（3件）、横浜、宮崎、青森、和歌山、さいたま、奈良、千葉、静岡、広島、鹿児島、富山、津、岡山、愛媛

【第二審（高裁）】 ※ 行政側勝訴4件、敗訴3件	
行政側勝訴	行政側敗訴
大阪（大阪、神戸）、仙台（秋田）、福岡（佐賀）	名古屋（名古屋）、福岡（福岡）、大阪（京都）

※第二審の（）書きは、地裁名を記載している。